二年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第四十四項を同条第三十五項とし、同条第四十五項を同条第三十六項とし、同条第四十六項中「平成十八年六月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」に改め、「電気通信事業者」の下に「で資本金の額若しくは出資金の額が五十億円未満の会社又は個人であるもの」を加え、同項を同条第三十七項とし、同条第四十七項中「この項」の下に「及び第四十六項」を加え、「第十三項」を「第九項」に、「この条」を「この項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条中第四十八項を第三十九項とし、第四十九項を第四十項とし、第五十項から第五十四項までを削り、同条第五十五項中「が、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の下に「（平成十九年法律第五十九号）」を加え、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第五十六項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条中第五十七項を第四十三項とし、第五十八項を第四十四項とし、第五十九項を第四十五項とし、同条に次の一項を加える。

46　指定会社等が政府の補助で総務省令で定めるもの又は港湾法第五十五条の七第一項に規定する国の貸付け若しくは特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項に規定する政府の貸付けに係る資金の貸付けを受けて平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に取得した港湾法第五十五条の七第二項に規定する特定用途港湾施設の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなった年度から十年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

附則第十五条の二中「前条第三十八項」を「前条第二十九項」に改める。

附則第十五条の六並びに第十五条の七第一項及び第二項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の八第四項及び第五項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の九第四項、第五項、第九項及び第十項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附則第十六条の二の見出しを「（特定の災害に係る固定資産税及び都市計画税の特例）」に改め、同条中第一項から第十項までを削り、第十一項を第一項とし、第十二項から第十八項までを十項ずつ繰り上げる。

附則第十七条の二第五項の表及び同条第六項の表中「附則第十五条第十三項、第二十九項、第四十二項、第四十七項、第四十九項から第五十三項まで及び第五十七項」を「附則第十五条第九項、第二十三項、第三十三項、第三十八項、第四十項、第四十三項及び第四十六項」に改める。

附則第三十条の二中「千五百六十四円」を「二千百九十円」に改める。

附則第三十一条の二を次のように改める。

第三十一条の二　削除

附則第三十三条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

附則第三十五条の二第二項中「同項の」を「道府県民税に関する」に改め、同条第三項中「第九条の六第一項」を「第九条の七第一項」に改め、同条第七項中「同項の」を「市町村民税に関する」に改め、同条第八項中「第九条の六第一項」を「第九条の七第一項」に改める。

附則第三十五条の二の二第二項中「株式等（第六項及び附則第三十五条の二の四」を「株式等（第六項、附則第三十五条の二の四及び附則第三十五条の三の二」に改める。

附則第三十五条の三の次に次の一条を加える。

（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算の特例）

第三十五条の三の二　道府県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第三十七条の十四第五項第二号に規定する非課税上場株式等管理契約（以下この条において「非課税上場株式等管理契約」という。）に基づき同法第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等（その者が二以上の同条第五項第一号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、政令で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2　租税特別措置法第三十七条の十四第四項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項及び第五項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として政令で定める金額（以下この項及び第五項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同条第四項第一号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた道府県民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の上場株式等（同法第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等をいう。第五項において同じ。）の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第三十五条の二第一項から第五項までの規定その他の道府県民税に関する規定を適用する。

3　前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4　市町村民税の所得割の納税義務者が、前年中に非課税上場株式等管理契約に基づき非課税口座内上場株式等の譲渡をした場合には、政令で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

5　租税特別措置法第三十七条の十四第四項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出しがあった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、払出し時の金額により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同項第一号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた市町村民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の上場株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第三十五条の二第六項から第十項までの規定その他の市町村民税に関する規定を適用する。

6　前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十五条の五中「第七百三条の五第一項」を「第七百三条の五」に、「同項」を「同条」に改める。

附則第三十五条の七、第三十七条及び第三十七条の二中「第七百三条の五第一項」を「第七百三条の五」に改める。